

措置通知書

農林水産部 農政課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 支出事務</p> <p>① 佐世保市農業次世代人材投資事業（経営開始型）費補助金において、佐世保市補助金等交付規則第12条で「…補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、補助事業者等に額の確定通知をしていなかった。</p>	<p>佐世保市補助金等交付規則（以下「規則」）については認識していたものの、佐世保市農業次世代人材投資事業（経営開始型）費補助金交付要綱第14条において、規則第19条の規定により実績報告の提出を省略していたことから、規則第12条の認識誤りにより、補助事業者等に額の確定通知をしていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和3年度事業につきましては、令和4年6月6日に県からの確定通知を受理し、補助事業者に対し、令和4年7月4日付けで確定通知を行うとともに、規則を再確認し、再発防止に努めるよう課内において周知徹底しました。</p>

措置通知書

農林水産部 有害鳥獣対策室

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>① 有害鳥獣捕獲業務委託契約において、佐世保市事務処理規程第5条第34号で「…1件1,000万円以上の経費の支出負担行為に関する事。」は市長の決裁事項と規定されているにもかかわらず、契約締結伺について、市長の決裁を受けていなかった。</p>	<p>令和3年度有害鳥獣捕獲業務委託契約において、年間委託料は1,000万円未満でありましたが、捕獲報奨金等を加えると1,000万円を超えるため、市長の専決事項ということは認識していました。</p> <p>しかしながら、決裁終了後に市長決裁まで完結しているかを再度確認しないまま、市長決裁を受けずに処理を終了したものです。</p> <p>なお、今回の指摘を受け、令和4年8月12日に担当副市長に報告を行うとともに、事務処理規程を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>

措置通知書

農林水産部 農林整備課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。</p> <p>② 原野火入許可申請に対する審査手数料において</p> <p>ア 許可の申請に添える書類として、佐世保市火入れに関する条例施行規則第2条第1号に「火入地及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図」と規定されているにもかかわらず、防火の設備の位置を示す見取図が添付されていなかった。</p> <p>イ 佐世保市手数料条例第6条第4号及び同施行規則第3条各号に規定する免除に該当しないものであるにもかかわらず、審査手数料を徴収していないものがあった。</p> <p>③ 原野火入許可申請に対する審査手数料において、佐世保市手数料条例第3条第1項に「手数料は、申請又は交付の際これを徴収する。」と規定されているにもかかわらず、申請又は交付の際に徴収していないものがあった。</p>	<p>情報公開請求に係る郵便料金について、条例、規定等で確定しているものと誤認識し、課長専決事項として処理していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、佐世保市事務処理規程を再確認し、今後は適切な専決区分で決裁を受けることを周知徹底しました。</p> <p>火入れ許可申請業務に関し、添付すべき書類等の確認が徹底されていなかったことから、発生したものです。</p> <p>今回の指摘を受け、火入れ許可申請書及びその添付書類等について、再発防止に努めるよう課内において周知徹底しました。また、申請の際に添付する書類を再確認し、申請者に周知するよう課内で周知徹底しました。</p> <p>当該手数料の徴収については、2回目（変更）申請において、変更時は無料と誤った認識をし、徴収していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、手数料の徴収について、再発防止に努めるよう課内において条例・規則の再確認を実施しました。</p> <p>当該審査手数料の徴収については、申請と交付の際に徴収することと条例に規定してあることから、申請と交付の間の徴収も可能であるとの認識誤りにより、徴収していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、審査手数料の徴収について、申請又は交付の際に確実に徴収を行うよう事務処理の確認を行い、再発防止に務めるよう課内において周知徹底しました。</p>

④ 法定外公共物占用料ほかの徴収において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

法定外公共物占用料ほかの徴収において、納期限後20日を過ぎたものについて、督促状の送付を失念していたものです。

今回の指摘を受け、再発防止のため、改めて税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の再確認を行い、債権管理マニュアルに基づき、適切な事務処理を行うよう周知徹底しました。

4. 財産管理事務

① 普通財産の無償貸付において、佐世保市財務規則第214条で「…公有財産を所管する部課長は、財務部長に合議しなければならない。…(7)行政財産又は普通財産の減額貸付若しくは無償貸付をしようとするとき(貸付期間を更新する場合も含む)。」と規定されているにもかかわらず、財務部長に合議していないものがあった。

財務規則の確認不足により不要と誤って判断し、財務部長へ合議をしていなかったものです。

今回の指摘を受け、令和4年8月22日に財務部長に報告を行い、普通財産の無償貸付における適切な事務処理について、財務規則を再確認し、再発防止に努めるよう課内において周知徹底しました。

また、契約関係の文書が保存されているフォルダに今回の指摘事項を残し、遺漏のないようにするため共有を図りました。

② 法定外公共物占用等許可において、佐世保市法定外公共物管理条例施行規則第7条で「…許可を行ったときは、…法定外公共物占用等許可証(様式第5号)を申請者に交付する。」と規定されているにもかかわらず、定められた様式を交付していないものがあった。

法定外公共物占用等許可において、規則の確認不足により定められた様式で交付していなかったものです。

今回の指摘を受け、適正な事務処理が図れるよう、規則を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。

措置通知書

農林水産部 水産課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>⑤ 佐世保市道路占有料徴収条例を準用し算定している漁港施設使用料において、同条例の規定による算定誤りにより誤徴収となっているものがあった。</p>	<p>今回の算定誤りは、条例等の確認不足が、誤算定の原因となったものです。</p> <p>申請者には変更指令書及び追徴が必要となった占有料の納付書を渡し、令和4年5月31日に収納しました。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、関係条例等の再確認を行い、今後は起案文書に算定根拠等の記載や資料の添付を徹底する等、事務の見直しを行いました。</p>